

総務委員会議案説明資料

令和3年2月25日

件名	頁
1 第14号議案 足立区職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する 条例・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 第17号議案 債権の放棄について・・・・・・・・	4
3 第39号議案 足立区事務手数料条例の一部を改正する条例・・・・・・・・	6
4 第40号議案 指導書の購入について・・・・・・・・	65

(総務部)

第 1 4 号 議 案 説 明 資 料

令和 3 年 2 月 2 5 日

件 名	足立区職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
所管部課名	総務部 人事課
内 容	<p>1 概要 会計年度任用職員に係るサービスの宣誓を、任用形態や任用手続きに応じた方法で行うため、条例の一部を改正する。</p> <p>2 改正内容 足立区職員のサービスの宣誓に関する条例第 2 条に、新たに第 2 項として、会計年度任用職員に係るサービスの宣誓の特例等を追加する。</p> <p>3 新旧対照表 別紙のとおり</p> <p>4 施行年月日 令和 3 年 4 月 1 日から施行する。</p>
今後の方針	

足立区職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>(職員の服務の宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となつた者は、任命権者（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員にあつては足立区教育委員会。以下同じ。）又は任命権者の定める上級の公務員の前で、別記様式による宣誓書に署名してからでなければその職務を行つてはならない。ただし、地震、火災、水害又はこれらに類する緊急の事態に際し必要な場合においては、宣誓を行う前においても職員にその職務を行わせることができる。</p> <p>(略)</p>	<p>(職員の服務の宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となつた者は、任命権者（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員にあつては足立区教育委員会。以下同じ。）又は任命権者の定める上級の公務員の前で、別記様式による宣誓書に署名してからでなければその職務を行つてはならない。ただし、地震、火災、水害又はこれらに類する緊急の事態に際し必要な場合においては、宣誓を行う前においても職員にその職務を行わせることができる。</p> <p><u>2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>付 則（令和3年 月 日条例第 号）</u> <u>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>

第 1 7 号 議 案 説 明 資 料

令和 3 年 2 月 2 5 日

件 名	債権の放棄について										
所管部課名	総務部 契約課										
内 容	<p>足立区が所有する次の債権を放棄する。</p> <p>1 債務者及び債権の内容</p> <p>(1) 債務者 小倉建設工業株式会社 足立区入谷七丁目 1 9 番 3 号 代表取締役 小倉 博</p> <p>(2) 違約金債権 ア 債権額 5, 7 8 6, 5 5 0 円 イ 発生原因及び経緯 (ア) 平成 2 2 年 1 0 月 2 9 日、足立区と債務者は、以下の道路改良工事契約を締結した。 工事場所 足立区西新井七丁目 1 4 番から西新井六丁目 4 7 番先 工 期 平成 2 3 年 3 月 1 8 日 契約金額 6 1, 9 5 0, 0 0 0 円 (イ) 契約締結後の同年 1 2 月、債務者の会社は、暴力団等関係者が経営していることが明らかとなり、このことを理由として東京都、足立区ほかの自治体から指名停止措置を受けた。このため、債務者は、下請会社等の協力が得られなくなり、工事が中断した。 (ウ) 債務者は、足立区から工事を再開するよう指示があったにもかかわらず工事を再開せず、工期内の工事完了が困難となったため、平成 2 3 年 2 月 1 8 日付で、工事契約約款の規定により債務者との契約を解除した。なお、契約解除後の本件道路改良工事は、別会社に発注し完了している。 (エ) 債務者の債務不履行による契約解除に伴い、次のとおり違約金債権が発生した（以下「本件債権」という。）。 債務不履行の解除の場合、工事契約約款により契約金額から履行が確認できている部分（以下「既履行部分」という。）を除いた額の 1 0 分の 1 相当額を違約金として支払う義務が生じる（工事契約約款第 4 5 条第 3 項）。</p> <table border="1" data-bbox="480 1668 1469 1803"> <tr> <td>契約金額</td> <td>①</td> <td>6 1, 9 5 0, 0 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>既履行部分</td> <td>②</td> <td>4, 0 8 4, 5 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>違約金債権額</td> <td>$(① - ②) \times 0.1$</td> <td>5, 7 8 6, 5 5 0 円</td> </tr> </table> <p> なお、契約金額の内、2 4, 7 0 0, 0 0 0 円が債務者に前金払いされているが、契約解除後に足立区は、前払金保証制度により前払金額から既履行部分の額を除いた額の補填を保証会社から受けている。</p> <p>(オ) 平成 2 3 年 2 月 2 5 日付で債務者に違約金の請求書を送付し、同年 4 月 8 日付で督促状を送付するも納付はなかった。 平成 2 3 年 1 0 月 5 日の現地調査時では、足立区入谷の事務所には債務者名の看板が掲げられていたが、人気はなく事務所としての使用実態は認められなかった。</p>		契約金額	①	6 1, 9 5 0, 0 0 0 円	既履行部分	②	4, 0 8 4, 5 0 0 円	違約金債権額	$(① - ②) \times 0.1$	5, 7 8 6, 5 5 0 円
契約金額	①	6 1, 9 5 0, 0 0 0 円									
既履行部分	②	4, 0 8 4, 5 0 0 円									
違約金債権額	$(① - ②) \times 0.1$	5, 7 8 6, 5 5 0 円									

	<p>以後、定期的に債務者の登記簿謄本は確認していたものの、債権回収や債権放棄といった本件債権の処理に向けた具体的な方針の策定や、策定のための実地調査等を行うことなく、本件債権は未回収のまま現在に至っている。</p> <p>2 債権放棄の手続を取ることの理由</p> <p>(1) 差押え・換金できる財産が確認できていないこと 債務者所有の事務所所在地の土地及び建物は、本件債権の発生前に根抵当権が設定され、平成27年9月15日、担保不動産の競売手続により第三者に移転している。現在において、回収が見込める財産は確認できていない。</p> <p>(2) 債務者の所在が不明であること 令和2年11月26日及び同年12月14日、登記簿に記載されている債務者法人の本店及び支店の所在地を調査したところ、債務者法人の名、事業継続の痕跡はなく、これら以外の地で事業を継続しているとの情報も得られておらず、登記のみ残存している休眠会社となっている（法務局が行っている休眠会社の整理作業に該当するので、最後の登記から12年が経過する令和5年以降に登記抹消予定）。</p> したがって、裁判所を通じた督促等をするに際しても、訴状等の送達に時間を要する可能性があり、公示送達の方法によらなければならない可能性も低くない。 <p>(3) 債権回収の実効性 公示送達の方法により裁判手続を行うことで債務名義を得ることができたとしても、債務者は事実上の休眠状態にあることから、金融機関等への照会により債務者名義の預貯金等を確認できる可能性は極めて低く、回収に至らない可能性が高い。</p> <p>(4) 債権回収を図ることによるデメリット 上記(3)の理由により、本件債権は、裁判によっても回収できる可能性が極めて低いことからすれば、本件債権の回収手続に要する費用が区の損失となる可能性がある。</p> <p>なお、上記理由については、顧問弁護士にも確認済である。 以上により、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づく議決事件として、債権の放棄をするものである。</p> <p>3 本件債権管理上の問題点</p> <p>債権発生直後、本件債権の回収に向けた督促、現地調査等を行ったところ、債務者の事務所所在地の土地及び建物は双方とも金融機関の担保が付されており、それら以外に見るべき資産もなく、当時から債権の回収は困難であった。かかる状況を踏まえれば、早期に本件債権の放棄等に向けた具体的な処理方針を策定し、同方針に従って処理を進めるべきであったにもかかわらず、当時の担当管理職は、時効による処理ができるものと思い込み、かかる方針を定めることなく、結果として現在まで放置していた。</p>
今後の方針	1 今後、本件と同様の回収困難な債権については、弁護士等の専門家の意見を聴き、早期の処理を行う。 2 債務者に対する文書・訪問による催告を行うほか、債務者が弁済に応じない場合は、訴えの提起等法的手段による回収を実施していく。

第 3 9 号 議 案 説 明 資 料 (1)

令和 3 年 2 月 2 5 日

件 名	足立区事務手数料条例の一部を改正する条例
所管部課名	衛生部 足立保健所 生活衛生課
内 容	<p>1 改正理由 (1) 食品衛生法の一部改正（平成 3 0 年 6 月 1 3 日 公 布）及 び 食 品 製 造 業 等 取 締 条 例 の 廃 止（令 和 2 年 6 月 1 7 日 公 布）が 行 わ れ た た め。 (2) 医 薬 品、医 療 機 器 等 の 品 質、有 効 性 及 び 安 全 性 の 確 保 等 に 関 す る 法 律 の 一 部 改 正（令 和 元 年 1 2 月 4 日 公 布）及 び 同 法 施 行 令 の 一 部 改 正（令 和 2 年 7 月 2 8 日 公 布）が 行 わ れ た た め。</p> <p>2 改正内容 法 令 改 正 等 に 伴 い、こ れ を 引 用 し て い る 足 立 区 事 務 手 数 料 条 例 に つ い て 必 要 な 規 定 を 整 備 す る。</p> <p>3 新旧対照表 別 紙 の と お り</p> <p>4 施行年月日 (1) 令 和 3 年 6 月 1 日 (2) 令 和 3 年 8 月 1 日</p>
今後の方針	関 係 す る 条 例 施 行 規 則 等 に つ い て、必 要 な 規 定 整 備 を 行 う と と も に、所 属 長 職 員、及 び 事 業 者 に 対 し て、周 知 を 図 っ て い く。

改正前					改正後																																		
<p>○足立区事務手数料条例 足立区事務手数料条例</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により徴収する手数料（以下「事務手数料」という。）は、別に規定があるもののほかこの条例の定めるところによる。</p> <p>第2条から第9条 （略）</p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、昭和33年4月1日から施行する。</p> <p>2 東京都足立区手数料条例（昭和22年4月17日足立区条例第6号）は、廃止する。 （省略）</p> <p>別表第1（第6条関係） （省略）</p> <p>別表第2（第6条関係） 衛生・保健関係</p>					<p>○足立区事務手数料条例 足立区事務手数料条例</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により徴収する手数料（以下「事務手数料」という。）は、別に規定があるもののほかこの条例の定めるところによる。</p> <p>第2条から第9条 （現行のとおり）</p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、昭和33年4月1日から施行する。</p> <p>2 東京都足立区手数料条例（昭和22年4月17日足立区条例第6号）は、廃止する。 （省略）</p> <p>別表第1（第6条関係） （省略）</p> <p>別表第2（第6条関係） 衛生・保健関係</p>																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th> <th>手数料の名称</th> <th>種別・単位</th> <th>額</th> <th>徴収時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1から9 （略）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条の規定に基</td> <td>飲食店営業許可申請手数料</td> <td>(1) 飲食店（移動飲食店又は臨時飲食店を除く。）営業</td> <td></td> <td>許可申請のとき</td> </tr> </tbody> </table>					事務	手数料の名称	種別・単位	額	徴収時期	1から9 （略）					10 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条の規定に基	飲食店営業許可申請手数料	(1) 飲食店（移動飲食店又は臨時飲食店を除く。）営業		許可申請のとき	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th> <th>手数料の名称</th> <th>種別・単位</th> <th>額</th> <th>徴収時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1から9 （現行のとおり）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条の規定に基</td> <td>飲食店営業許可申請手数料</td> <td>(1) 飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業を除く。）</td> <td></td> <td>許可申請のとき</td> </tr> </tbody> </table>					事務	手数料の名称	種別・単位	額	徴収時期	1から9 （現行のとおり）					10 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条の規定に基	飲食店営業許可申請手数料	(1) 飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業を除く。）		許可申請のとき
事務	手数料の名称	種別・単位	額	徴収時期																																			
1から9 （略）																																							
10 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条の規定に基	飲食店営業許可申請手数料	(1) 飲食店（移動飲食店又は臨時飲食店を除く。）営業		許可申請のとき																																			
事務	手数料の名称	種別・単位	額	徴収時期																																			
1から9 （現行のとおり）																																							
10 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条の規定に基	飲食店営業許可申請手数料	(1) 飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業を除く。）		許可申請のとき																																			

改正前					改正後				
づく飲食店営業の許可の申請に対する審査	新規の場合 1 件につき	1 万8,300 円			づく飲食店営業の許可の申請に対する審査	新規の場合 1 件につき	1 万8,300 円		
	更新の場合 1 件につき	8,900円				更新の場合 1 件につき	8,900円		
	(2) 移動飲食店営業又は臨時飲食店営業					(2) 移動飲食店営業又は臨時飲食店営業			
	新規の場合 1 件につき	5,600円				新規の場合 1 件につき	5,600円		
	更新の場合 1 件につき	2,700円				更新の場合 1 件につき	2,700円		
(新設)					11 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく調理の機能を有する自	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品	(1) 新規の場合 1 件につき	7,200円	許可申請のとき

改正前					改正後				
						動販売機によりを販売する(2)更新の 食品を調理し、調 _{業許可申} 場合 1 理された食品を _{請手数料} 件につき 販売する営業の 許可の申請に対 する審査		5,100円	
11	食品衛生法第 52条第1項及び 食品衛生法施行 令第35条の規定 に基づく喫茶店 営業の許可の申 請に対する審査	喫茶店営業 許可申請手 数料	(1) 新規 の場合 1件につ き (2) 更新 の場合 1件につ き	1万1,500円 とき 5,700円	許可申請の	(削除)			
【旧21の項】						12 食品衛生法第 55条第1項及び 食品衛生法施行 令第35条の規定 に基づく食肉販 売業の許可の申 請に対する審査	食肉販売業(1) 新規 許可申請手 数料 (2) 更新 の場合 1件につ き	1万1,500円 とき 5,700円	許可申請の
【旧23の項】						13 食品衛生法第 55条第1項及び 食品衛生法施行 令第35条の規定	魚介類販売(1) 新規 業許可申請 手数料 き	1万1,500円 とき	許可申請の

改正前					改正後					
						に基づく魚介類 販売業の許可の 申請に対する審 査	(2) 更新 の場 合 1件につ き	5,700円		
【旧24の項】					14 食品衛生法第 55条第1項及び 食品衛生法施行 令第35条の規定 に基づく魚介類 競り売り営業の 許可の申請に対 する審査	魚介類競り 売り営業許 可申請手数 料	(1) 新規 の場 合 1件につ き (2) 更新 の場 合 1件につ き	2万5,200円 とき	許可申請の	
【旧18の項】					15 食品衛生法第 55条第1項及び 食品衛生法施行 令第35条の規定 に基づく集乳業 の許可の申請に 対する審査	集乳業許可 申請手数料	(1) 新規 の場 合 1件につ き (2) 更新 の場 合 1件につ き	1万1,500円 とき 5,700円	許可申請の	
【旧15の項】					16 食品衛生法第 55条第1項及び 食品衛生法施行 令第35条の規定 に基づく乳処理 業の許可の申請 に対する審査	乳処理業許 可申請手数 料	(1) 新規 の場 合 1件につ き (2) 更新 の場 合 1件につ き	2万5,200円 とき 1万2,600円	許可申請の	

改正前					改正後				
【旧16の項】					17 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査	特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査	(1) 新規の場合 1件につき	2万5,200円	許可申請のとき
							(2) 更新の場合 1件につき	1万2,600円	
【旧20の項】					18 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉処理業の許可の申請に対する審査	食肉処理業の許可の申請に対する審査	(1) 新規の場合 1件につき	2万5,200円	許可申請のとき
							(2) 更新の場合 1件につき	1万2,600円	
【旧27の項】					19 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査	食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査	(1) 新規の場合 1件につき	2万5,200円	許可申請のとき
							(2) 更新の場合 1件につき	1万2,600円	
12 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定	菓子製造業の許可申請手数料	(1) 菓子製造業(移動菓子製造業又は		許可申請のとき	20 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定	菓子製造業の許可申請手数料	(1) 新規の場合 1件につき	1万6,800円	許可申請のとき
								8,400円	

改正前					改正後					
	に基づく菓子製造業の許可の申請に対する審査		臨時菓子製造業を除く。)			に基づく菓子製造業の許可の申請に対する審査		(2) 更新の場合 1		
								件につき		
			新規の場合 1 件につき	1 万6,800 円						
			更新の場合 1 件につき	8,400円						
			(2) 移動菓子製造業又は臨時菓子製造業							
			新規の場合 1 件につき	5,500円						
			更新の場合 1 件につき	2,700円						
13	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくあん類製造業の許可の申請に対する審査	あん類製造業許可申請手数料	(1) 新規の場合 1 件につき	1 万6,800 円	許可申請のとき	(削除)				
			(2) 更新の場合 1 件につき	8,400円						

改正前					改正後						
14	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査	アイスクリーム類製造業許可申請手数料	(1) 新規の場合 1件につき	1万6,800円	許可申請のとき	21	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査	アイスクリーム類製造業許可申請手数料	(1) 新規の場合 1件につき	1万6,800円	許可申請のとき
			(2) 更新の場合 1件につき	8,400円					(2) 更新の場合 1件につき	8,400円	
15	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく乳処理業の許可の申請に対する審査	乳処理業許可申請手数料	(1) 新規の場合 1件につき	2万5,200円	許可申請のとき		【16の項へ】				
			(2) 更新の場合 1件につき	1万2,600円							
16	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査	特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	(1) 新規の場合 1件につき	2万5,200円	許可申請のとき		【17の項へ】				
			(2) 更新の場合 1件につき	1万2,600円							
17	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定	乳製品製造業許可申請手数料	(1) 新規の場合 1件につき	2万5,200円	許可申請のとき	22	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定	乳製品製造業許可申請手数料	(1) 新規の場合 1件につき	2万5,200円	許可申請のとき

改正前					改正後				
	に基づく乳製品製造業の許可の申請に対する審査		(2) 更新の場合 1件につき	1万2,600円					
	【旧28の項】				23 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査	清涼飲料水製造業許可申請手数料	(1) 新規の場合 1件につき (2) 更新の場合 1件につき	2万5,200円 1万2,600円	許可申請のとき
18	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく集乳業の許可の申請に対する審査	集乳業許可申請手数料	(1) 新規の場合 1件につき (2) 更新の場合 1件につき	1万1,500円 5,700円	許可申請のとき				
19	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく乳類販売業の許可の申請に対する審査	乳類販売業許可申請手数料	(1) 新規の場合 1件につき (2) 更新の場合 1件につき	1万1,500円 5,700円	許可申請のとき	(削除)			

改正前					改正後															
20	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉処理業の許可の申請に対する審査	食肉処理業許可申請手数料	(1) 新規の場合	2万5,200円	許可申請のとき	【18の項へ】														
			1件につき																	
			(2) 更新の場合	1万2,600円							【12の項へ】									
			1件につき																	
21	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉販売業の許可の申請に対する審査	食肉販売業許可申請手数料	(1) 新規の場合	1万1,500円	許可申請のとき											【12の項へ】				
			1件につき																	
			(2) 更新の場合	5,700円		【12の項へ】														
			1件につき																	
22	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉製品製造業の許可の申請に対する審査	食肉製品製造業許可申請手数料	(1) 新規の場合	2万5,200円	許可申請のとき						24	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉製品製造業の許可の申請に対する審査	(1) 新規の場合	2万5,200円	許可申請のとき					
			1件につき																	
			(2) 更新の場合	1万2,600円										【13の項へ】						
			1件につき																	
23	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定	魚介類販売業許可申請手数料	(1) 新規の場合	1万1,500円	許可申請のとき	【13の項へ】														
			1件につき																	
			(2) 更新の場合								【13の項へ】									
			1件につき																	

改正前					改正後				
	に基づく魚介類販売業の許可の申請に対する審査		(2) 更新の場合 1件につき	5,700円					
24	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく魚介類せり売営業の許可の申請に対する審査	魚介類せり売営業許可申請手数料	(1) 新規の場合 1件につき (2) 更新の場合 1件につき	2万5,200円 とき 1万2,600円	許可申請の	【14の項へ】			
25	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく魚肉ねり製品製造業の許可の申請に対する審査	魚肉ねり製品製造業許可申請手数料	(1) 新規の場合 1件につき (2) 更新の場合 1件につき	1万9,200円 とき 9,600円	許可申請の	(削除)			
26	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食品の冷凍又は冷蔵業の許可の申請に対する審査	食品の冷凍又は冷蔵業許可申請手数料	(1) 新規の場合 1件につき (2) 更新の場合 1件につき	2万5,200円 とき 1万2,600円	許可申請の	(削除)			

改正前					改正後																
27	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査	食品の放射線照射業許可申請手数料	(1) 新規の場合	2万5,200円	許可申請のとき	【19の項へ】															
			(2) 更新の場合	1万2,600円																	
28	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査	清涼飲料水製造業許可申請手数料	(1) 新規の場合	2万5,200円	許可申請のとき						【23の項へ】										
			(2) 更新の場合	1万2,600円																	
29	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく乳酸菌飲料製造業の許可の申請に対する審査	乳酸菌飲料製造業許可申請手数料	(1) 新規の場合	1万6,800円	許可申請のとき											(削除)					
			(2) 更新の場合	8,400円																	
(新設)						25	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定	水産製品製造業許可申請手数料	(1) 新規の場合	1万9,200円											許可申請のとき
									(1) 新規の場合	1万9,200円											

改正前					改正後							
						に基づく水産製 品製造業の許可 の申請に対する 審査	(2) 更新 の場 合 1 件につ き	9,600円				
30	食品衛生法第 52条第1項及び 食品衛生法施行 令第35条の規定 に基づく冰雪製 造業の許可の申 請に対する審査	冰雪製造業 許可申請手 数料	(1) 新規 の場 合 1 件につ き (2) 更新 の場 合 1 件につ き	2万5,200 円 1万2,600 円	許可申請の とき	26	食品衛生法第 55条第1項及び 食品衛生法施行 令第35条の規定 に基づく冰雪製 造業の許可の申 請に対する審査	冰雪製造業 許可申請手 数料	(1) 新規 の場 合 1 件につ き (2) 更新 の場 合 1 件につ き	2万5,200 円 1万2,600 円	許可申請の とき	
31	食品衛生法第 52条第1項及び 食品衛生法施行 令第35条の規定 に基づく冰雪販 売業の許可の申 請に対する審査	冰雪販売業 許可申請手 数料	(1) 新規 の場 合 1 件につ き (2) 更新 の場 合 1 件につ き	1万5,800 円 8,200円	許可申請の とき	(削除)						
(新設)						27	食品衛生法第 55条第1項及び 食品衛生法施行 令第35条の規定 に基づく液卵製 造業の許可の申 請に対する審査	液卵製造業 許可申請手 数料	(1) 新規 の場 合 1 件につ き (2) 更新 の場 合 1 件につ き	1万3,200 円 7,800円	許可申請の とき	

改正前					改正後						
32	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食用油脂製造業の許可の申請に対する審査	食用油脂製造業許可申請手数料	(1) 新規の場合 1件につき (2) 更新の場合 1件につき	2万5,200円 1万2,600円	許可申請のとき	28	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食用油脂製造業の許可の申請に対する審査	食用油脂製造業許可申請手数料	(1) 新規の場合 1件につき (2) 更新の場合 1件につき	2万5,200円 1万2,600円	許可申請のとき
33	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくマーガリン又はショートニング製造業の許可の申請に対する審査	マーガリン又はショートニング製造業許可申請手数料	(1) 新規の場合 1件につき (2) 更新の場合 1件につき	2万5,200円 1万2,600円	許可申請のとき	(削除)					
34	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくみそ製造業の許可の申請に対する審査	みそ製造業許可申請手数料	(1) 新規の場合 1件につき (2) 更新の場合 1件につき	1万9,200円 9,600円	許可申請のとき	29	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくみそ又はしょうゆ製造業の許可の申請に対する審査	みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料	(1) 新規の場合 1件につき (2) 更新の場合 1件につき	1万9,200円 9,600円	許可申請のとき

改正前					改正後					
35	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく醬(しょう)油製造業の許可申請に対する審査	醬(しょう)油製造業の許可申請手数料	(1) 新規の場合 1件につき	1万9,200円	許可申請のとき	(削除)				
			(2) 更新の場合 1件につき	9,600円						
36	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくソース類製造業の許可申請に対する審査	ソース類製造業の許可申請手数料	(1) 新規の場合 1件につき	1万9,200円	許可申請のとき	(削除)				
			(2) 更新の場合 1件につき	9,600円						
37	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく酒類製造業の許可申請に対する審査	酒類製造業の許可申請手数料	(1) 新規の場合 1件につき	1万9,200円	許可申請のとき	30	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく酒類製造業の許可申請に対する審査	(1) 新規の場合 1件につき	1万9,200円	許可申請のとき
			(2) 更新の場合 1件につき	9,600円				(2) 更新の場合 1件につき	9,600円	
38	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定	豆腐製造業の許可申請手数料	(1) 新規の場合 1件につき	1万6,800円	許可申請のとき	31	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定	(1) 新規の場合 1件につき	1万6,800円	許可申請のとき

改正前					改正後						
	に基づく豆腐製造業の許可の申請に対する審査		(2) 更新の場合 1件につき	8,400円							
39	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく納豆製造業の許可の申請に対する審査	納豆製造業許可申請手数料	(1) 新規の場合 1件につき (2) 更新の場合 1件につき	1万6,800円	許可申請のとき	32	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく納豆製造業の許可の申請に対する審査	納豆製造業許可申請手数料	(1) 新規の場合 1件につき (2) 更新の場合 1件につき	1万6,800円	許可申請のとき
40	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくめん類製造業の許可の申請に対する審査	めん類製造業許可申請手数料	(1) 新規の場合 1件につき (2) 更新の場合 1件につき	1万6,800円	許可申請のとき	33	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく麺類製造業の許可の申請に対する審査	麺類製造業許可申請手数料	(1) 新規の場合 1件につき (2) 更新の場合 1件につき	1万6,800円	許可申請のとき
41	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくそうざい製造業の許可の申請に対する審査	そうざい製造業許可申請手数料	(1) 新規の場合 1件につき (2) 更新の場合 1件につき	2万5,200円	許可申請のとき	34	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくそうざい製造業の許可の申請に対する審査	そうざい製造業許可申請手数料	(1) 新規の場合 1件につき (2) 更新の場合 1件につき	2万5,200円	許可申請のとき

改正前					改正後						
42	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく缶詰又は瓶詰食品製造業の許可の申請に対する審査	缶詰又は瓶詰食品製造業許可申請手数料	(1) 新規の場合 1件につき (2) 更新の場合 1件につき	2万5,200円 とき 1万2,600円	許可申請の	(削除)					
(新設)						35	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく複合型そうざい製造業の許可の申請に対する審査	複合型そうざい製造業許可申請手数料	(1) 新規の場合 1件につき (2) 更新の場合 1件につき	3万5,200円 とき 2万3,300円	許可申請の
(新設)						36	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査	冷凍食品製造業許可申請手数料	(1) 新規の場合 1件につき (2) 更新の場合 1件につき	2万5,200円 とき 1万2,600円	許可申請の
(新設)						37	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく複合型冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査	複合型冷凍食品製造業許可申請手数料	(1) 新規の場合 1件につき	3万5,200円 とき	許可申請の

改正前					改正後					
						に基づく複合型 冷凍食品製造業 の許可の申請に 対する審査		(2) 更新 の場合 1 件につき	2万3,300 円	
(新設)					38	食品衛生法第55条第1項及び 食品衛生法施行 令第35条の規定 に基づく漬物製 造業の許可の申 請に対する審査	漬物製造業 許可申請手 数料	(1) 新規 の場合 1件につ き (2) 更新 の場合 1 件につき	1万3,200 円 7,800円	許可申請の とき
(新設)					39	食品衛生法第55条第1項及び 食品衛生法施行 令第35条の規定 に基づく密封包 装食品製造業の 許可の申請に対 する審査	密封包装食 品製造業許 可申請手数 料	(1) 新規 の場合 1件につ き (2) 更新 の場合 1 件につき	1万9,200 円 9,600円	許可申請の とき
(新設)					40	食品衛生法第55条第1項及び 食品衛生法施行 令第35条の規定 に基づく食品の 小分け業の許可 の申請に対する 審査	食品の小分 け業許可申 請手数料	(1) 新規 の場合 1件につ き (2) 更新 の場合 1 件につき	2万1,600 円 1万4,000 円	許可申請の とき

改正前					改正後						
43	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく添加物製造業の許可の申請に対する審査	添加物製造業許可申請手数料	(1) 新規の場合 1件につき (2) 更新の場合 1件につき	2万5,200円 1万2,600円	許可申請のとき	41	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく添加物製造業の許可の申請に対する審査	添加物製造業許可申請手数料	(1) 新規の場合 1件につき (2) 更新の場合 1件につき	2万5,200円 1万2,600円	許可申請のとき
44	食品製造業等取締条例(昭和28年東京都条例第111号)第3条第1項の規定に基づく行商人の鑑札及び記章の交付	行商人の鑑札及び記章交付手数料	業種ごとに	1,800円	届出のとき		(削除)				
45	食品製造業等取締条例第3条第3項の規定に基づく行商人の鑑札及び記章の再交付	行商人の鑑札及び記章再交付手数料	1件につき	1,100円	届出のとき		(削除)				
46	食品製造業等取締条例第5条の規定に基づく弁当等人力販売業の許可の申請に対する審査	弁当等人力販売業許可申請手数料	(1) 新規の場合 1件につき (2) 更新の場合	8,800円 5,400円	許可申請のとき		(削除)				

改正前					改正後				
			1 件につ き						
47	食品製造業等 取締条例第 5 条 の 2 第 1 項の規 定に基づく弁当 等人力販売業の 許可済証の交付	弁当等人力 販売業許可 済証交付手 数料	1 件につき	1,400円	交付申請の とき	(削除)			
48	食品製造業等 取締条例第 5 条 の 2 第 3 項の規 定に基づく弁当 等人力販売業の 許可済証の再交 付	弁当等人力 販売業許可 済証再交付 手数料	1 件につき	1,100円	再交付申請 のとき	(削除)			
49	食品製造業等 取締条例第 5 条 の 3 の規定に基 づく製造業等の 許可の申請に対 する審査	食品製造業 等許可申請 手数料	(1) 新規 の場合 業種ごと に (2) 更新 の場合 業種ごと に	1 万 3,200 円 7,800円	許可申請の とき	(削除)			
50 から 104 まで (略)						42 から 96 まで (8 項ずつ繰り 上げる。)			
別表第 3 から別表第 7 (省略)					別表第 3 から別表第 7 (省略)				

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条による改正）（案）

改正前					改正後				
○足立区事務手数料条例 昭和33年3月22日条例第1号 別表第2（第6条関係） 衛生・保健関係					○足立区事務手数料条例 昭和33年3月22日条例第1号 別表第2（第6条関係） 衛生・保健関係				
事務	手数料の 名称	種別・単位	額	徴収時期	事務	手数料の 名称	種別・単位	額	徴収時期
1から66 (略)					1から66 (略)				
67 医薬品、 医療機器等の 品質、有効性 及び安全性の 確保等に関する法律第12条 第2項の規定 に基づく薬局 製造販売医薬 品の製造販売 業の許可の更 新の申請に対 する審査	薬局製造 販売医薬 品製造販 売業許可 更新申請 手数料	1件につき	4,400円	更新申請の とき	67 医薬品、 医療機器等の 品質、有効性 及び安全性の 確保等に関する法律第12条 第4項の規定 に基づく薬局 製造販売医薬 品の製造販売 業の許可の更 新の申請に対 する審査	薬局製造 販売医薬 品製造販 売業許可 更新申請 手数料	1件につき	4,400円	更新申請の とき
68 (略)					68 (略)				
69 医薬品、 医療機器等の 品質、有効性 及び安全性の 確保等に関する法律第12条 第2項の規定 に基づく薬局 製造販売医薬 品の製造販売 業の許可の更 新の申請に対 する審査	薬局製造 販売医薬 品製造業 許可更新 申請手数料	1件につき	7,600円	更新申請の とき	69 医薬品、 医療機器等の 品質、有効性 及び安全性の 確保等に関する法律第12条 第4項の規定 に基づく薬局 製造販売医薬 品の製造販売 業の許可の更 新の申請に対 する審査	薬局製造 販売医薬 品製造業 許可更新 申請手数料	1件につき	7,600円	更新申請の とき

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条による改正）（案）

改正前					改正後				
る法律第13条 第3項の規定 に基づく薬局 製造販売医薬 品の製造業の 許可の更新の 申請に対する 審査	料				る法律第13条 第4項の規定 に基づく薬局 製造販売医薬 品の製造業の 許可の更新の 申請に対する 審査	料			
70 (略)					70 (略)				
71 医薬品、 医療機器等の品 質、有効性及び 安全性の確保等 に関する法律第 14条第13項の規 定に基づく薬局 製造販売医薬品 の製造販売に係 る承認事項の一 部変更の承認申 請に対する審査	薬品製造 販売承認 事項一部 変更申請 手数料	1品目につ き	140円	承認申請の とき	71 医薬品、 医療機器等の品 質、有効性及び 安全性の確保等 に関する法律第 14条第15項の規 定に基づく薬局 製造販売医薬品 の製造販売に係 る承認事項の一 部変更の承認申 請に対する審査	薬品製造 販売承認 事項一部 変更申請 手数料	1品目につ き	140円	承認申請の とき
72～74 (略)					72～74 (略)				
75 医薬品、 医療機器等の 品質、有効性 及び安全性の	高度管理 医療機器 等の販売 業又は貸	1件につき	1万2,400 円	更新申請の とき	75 医薬品、 医療機器等の 品質、有効性 及び安全性の	高度管理 医療機器 等の販売 業又は貸	1件につき	1万2,400 円	更新申請の とき

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条による改正）（案）

改正前					改正後				
確保等に関する法律第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査	与業の許可更新申請手数料				確保等に関する法律第39条第6項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査	与業の許可更新申請手数料			
76 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号）第1条の5の規定に基づく薬局開設の許可証の書換え交付	薬局開設許可証の書換え交付手数料	1件につき	2,500円	書換え申請のとき	76 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号）第2条の3の規定に基づく薬局開設の許可証の書換え交付	薬局開設許可証の書換え交付手数料	1件につき	2,500円	書換え申請のとき
77 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の	薬局開設許可証の再交付手数料	1件につき	3,500円	再交付申請のとき	77 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の	薬局開設許可証の再交付手数料	1件につき	3,500円	再交付申請のとき

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条による改正）（案）

改正前					改正後				
確保等に関する法律施行令 <u>第1条の6</u> の規定に基づく 薬局開設の許可証の再交付					確保等に関する法律施行令 <u>第2条の4</u> の規定に基づく 薬局開設の許可証の再交付				
78～96 (略)					78～96 (略)				

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例（付則） 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区事務手数料条例 足立区事務手数料条例</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により徴収する手数料（以下「事務手数料」という。）は、別に規定があるもののほかこの条例の定めるところによる。</p> <p>第2条から第9条 （略）</p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、昭和33年4月1日から施行する。</p> <p>2 東京都足立区手数料条例（昭和22年4月17日足立区条例第6号）は、廃止する。 （省略）</p>	<p>○足立区事務手数料条例 足立区事務手数料条例</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により徴収する手数料（以下「事務手数料」という。）は、別に規定があるもののほかこの条例の定めるところによる。</p> <p>第2条から第9条 （現行のとおり）</p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、昭和33年4月1日から施行する。</p> <p>2 東京都足立区手数料条例（昭和22年4月17日足立区条例第6号）は、廃止する。 （省略）</p> <p><u>付 則</u> <u>（施行期日）</u></p> <p>1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p><u>（1） 第1条中別表第2の改正規定及び次項から付則第4項までの規定</u> <u>令和3年6月1日</u></p> <p><u>（2） 第2条の規定 令和3年8月1日</u> <u>（経過措置）</u></p> <p>2 第1条の規定（別表第2の改正規定に限る。）の施行の際現に食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第2条の規定による改正前の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の許可を受けて次の表の第1欄に掲げる営業を行っている者が、当該許可に係る営業を継続するために同表の第2欄に掲げる営業に係る食品衛生法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正後の食品衛生法（以下「新食品衛生法」という。）第55条第1項の許可の申請を行う場合は、当該申請に係る手数料に関する第1条の規定（別表第2の改正規定に限る。）による改正後の足</p>

改正前	改正後				
	立区事務手数料条例（以下「6月新条例」という。）別表第2の規定の適用については、次の表の第3欄に掲げる規定中同表の第4欄に掲げる字句は、同表の第5欄に掲げる字句とする。				
	飲食店営業（移動飲食店営業、臨時飲食店営業又は自動販売機によるものを除く。）	飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業を除く。）	別表第2の10の項	1万 8,300円	8,900円
		そうざい製造業	別表第2の34の項	2万 5,200円	1万 2,600円
	飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業に限る。）	飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業に限る。）	別表第2の10の項	5,600円	2,700円
	飲食店営業（自動販売機によるものに限る。）	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	別表第2の11の項	7,200円	5,100円
	喫茶店営業（自動販売機によるものを除く。）	飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業によるものを除く。）	別表第2の10の項	1万 8,300円	8,900円
	喫茶店営業（自動販売機によるものに限る。）	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	別表第2の11の項	7,200円	5,100円

改正前	改正後				
	<u>菓子製造業（移動菓子製造業又は臨時菓子製造業を除く。）</u>	<u>飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業によるものを除く。）</u>	<u>別表第2の10の項</u>	<u>1万8,300円</u>	<u>8,900円</u>
		菓子製造業	<u>別表第2の20の項</u>	<u>1万6,800円</u>	<u>8,400円</u>
		食品の小分け業	<u>別表第2の40の項</u>	<u>2万1,600円</u>	<u>1万4,000円</u>
	<u>菓子製造業（移動菓子製造業又は臨時菓子製造業に限る。）</u>	<u>飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業に限る。）</u>	<u>別表第2の10の項</u>	<u>5,600円</u>	<u>2,700円</u>
	あん類製造業	菓子製造業	<u>別表第2の20の項</u>	<u>1万6,800円</u>	<u>8,400円</u>
		食品の小分け業	<u>別表第2の40の項</u>	<u>2万1,600円</u>	<u>1万4,000円</u>
	<u>アイスクリーム類製造業</u>	<u>飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業によるものを除く。）</u>	<u>別表第2の10の項</u>	<u>1万8,300円</u>	<u>8,900円</u>
		アイスクリーム類製造業	<u>別表第2の21の項</u>	<u>1万6,800円</u>	<u>8,400円</u>
	<u>乳処理業</u>	<u>乳処理業</u>	<u>別表第2の16の項</u>	<u>2万5,200円</u>	<u>1万2,600円</u>
	<u>特別牛乳搾取処理業</u>	<u>特別牛乳搾取処理業</u>	<u>別表第2の17の項</u>	<u>2万5,200円</u>	<u>1万2,600円</u>
	<u>乳製品製造業</u>	<u>乳製品製造業</u>	<u>別表第2の22の項</u>	<u>2万5,200円</u>	<u>1万2,600円</u>

改正前	改正後				
		食品の小分け業	別表第2 の40の項	2万 1,600円	1万 4,000円
	集乳業	集乳業	別表第2 の15の項	1万 1,500円	5,700円
	食肉処理業	食肉処理業	別表第2 の18の項	2万 5,200円	1万 2,600円
	食肉販売業 (自動販売機によるものを除く。)	食肉販売業	別表第2 の12の項	1万 1,500円	5,700円
	食肉製品製造業	食肉製品製造業	別表第2 の24の項	2万 5,200円	1万 2,600円
		食品の小分け業	別表第2 の40の項	2万 1,600円	1万 4,000円
	魚介類販売業	飲食店営業(移動飲食店営業又は臨時飲食店営業によるものを除く。)	別表第2 の10の項	1万 8,300円	8,900円
		魚介類販売業	別表第2 の13の項	1万 1,500円	5,700円
	魚介類競り売り営業	魚介類競り売り営業	別表第2 の14の項	2万 5,200円	1万 2,600円
	魚肉練り製品製造業	水産製品製造業	別表第2 の25の項	1万 9,200円	9,600円
		食品の小分け業	別表第2 の40の項	2万 1,600円	1万 4,000円
	食品の冷凍又は冷蔵業	冷凍食品製造業	別表第2 の36の項	2万 5,200円	1万 2,600円

改正前	改正後				
		食品の小分け業	別表第2 の40の項	2万 1,600円	1万 4,000円
	食品の放射線照射業	食品の放射線照射業	別表第2 の19の項	2万 5,200円	1万 2,600円
	清涼飲料水製造業	清涼飲料水製造業	別表第2 の23の項	2万 5,200円	1万 2,600円
	乳酸菌飲料製造業	乳処理業	別表第2 の16の項	2万 5,200円	1万 2,600円
		乳製品製造業	別表第2 の22の項	2万 5,200円	1万 2,600円
		清涼飲料水製造業	別表第2 の23の項	2万 5,200円	1万 2,600円
	冰雪製造業（自動販売機によるものを除く。）	冰雪製造業	別表第2 の26の項	2万 5,200円	1万 2,600円
	食用油脂製造業	食用油脂製造業	別表第2 の28の項	2万 5,200円	1万 2,600円
		食品の小分け業	別表第2 の40の項	2万 1,600円	1万 4,000円
	マーガリン又はショートニング製造業	食用油脂製造業	別表第2 の28の項	2万 5,200円	1万 2,600円
		食品の小分け業	別表第2 の40の項	2万 1,600円	1万 4,000円
	みそ製造業	みそ又はしょうゆ製造業	別表第2 の29の項	1万 9,200円	9,600円
		食品の小分け業	別表第2 の40の項	2万 1,600円	1万 4,000円

改正前	改正後				
	<u>しょうゆ製造業</u>	<u>みそ又はしょうゆ製造業</u>	<u>別表第2の29の項</u>	<u>1万 9,200円</u>	<u>9,600円</u>
		<u>食品の小分け業</u>	<u>別表第2の40の項</u>	<u>2万 1,600円</u>	<u>1万 4,000円</u>
	<u>ソース類製造業</u>	<u>密封包装食品製造業</u>	<u>別表第2の39の項</u>	<u>1万 9,200円</u>	<u>9,600円</u>
	<u>酒類製造業</u>	<u>酒類製造業</u>	<u>別表第2の30の項</u>	<u>1万 9,200円</u>	<u>9,600円</u>
	<u>豆腐製造業</u>	<u>豆腐製造業</u>	<u>別表第2の31の項</u>	<u>1万 6,800円</u>	<u>8,400円</u>
		<u>食品の小分け業</u>	<u>別表第2の40の項</u>	<u>2万 1,600円</u>	<u>1万 4,000円</u>
	<u>納豆製造業</u>	<u>納豆製造業</u>	<u>別表第2の32の項</u>	<u>1万 6,800円</u>	<u>8,400円</u>
		<u>食品の小分け業</u>	<u>別表第2の40の項</u>	<u>2万 1,600円</u>	<u>1万 4,000円</u>
	<u>麺類製造業</u>	<u>麺類製造業</u>	<u>別表第2の33の項</u>	<u>1万 6,800円</u>	<u>8,400円</u>
		<u>食品の小分け業</u>	<u>別表第2の40の項</u>	<u>2万 1,600円</u>	<u>1万 4,000円</u>
	<u>そうざい製造業</u>	<u>そうざい製造業</u>	<u>別表第2の34の項</u>	<u>2万 5,200円</u>	<u>1万 2,600円</u>
		<u>食品の小分け業</u>	<u>別表第2の40の項</u>	<u>2万 1,600円</u>	<u>1万 4,000円</u>
	<u>缶詰又は瓶詰食品製造業</u>	<u>密封包装食品製造業</u>	<u>別表第2の39の項</u>	<u>1万 9,200円</u>	<u>9,600円</u>
	<u>添加物製造業</u>	<u>添加物製造業</u>	<u>別表第2の41の項</u>	<u>2万 5,200円</u>	<u>1万 2,600円</u>

改正前	改正後																																								
	<p>3 第1条の規定（別表第2の改正規定に限る。）の施行の際現に食品製造業等取締条例を廃止する条例（令和2年東京都条例第71号）による廃止前の食品製造業等取締条例（昭和28年東京都条例第111号）第7条の許可を受けて次の表の第1欄に掲げる営業を行っている者が、当該許可に係る営業を継続するために同表の第2欄に掲げる営業に係る新食品衛生法第55条第1項の許可の申請を行う場合は、当該申請に係る手数料に関する6月新条例別表第2の規定の適用については、次の表の第3欄に掲げる規定中同表の第4欄に掲げる字句は、同表の第5欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1128 528 2112 1262"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1128 528 1406 624">つけ物製造業</td> <td data-bbox="1406 528 1684 624">漬物製造業</td> <td data-bbox="1684 528 1839 624">別表第2 の38の項</td> <td data-bbox="1839 528 1971 624">1万 3,200円</td> <td data-bbox="1971 528 2112 624">7,800円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1128 624 1406 715"></td> <td data-bbox="1406 624 1684 715">食品の小分け業</td> <td data-bbox="1684 624 1839 715">別表第2 の40の項</td> <td data-bbox="1839 624 1971 715">2万 1,600円</td> <td data-bbox="1971 624 2112 715">1万 4,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1128 715 1406 805">そう菜半製品等製造業</td> <td data-bbox="1406 715 1684 805">そうざい製造業</td> <td data-bbox="1684 715 1839 805">別表第2 の34の項</td> <td data-bbox="1839 715 1971 805">2万 5,200円</td> <td data-bbox="1971 715 2112 805">1万 2,600円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1128 805 1406 896"></td> <td data-bbox="1406 805 1684 896">食品の小分け業</td> <td data-bbox="1684 805 1839 896">別表第2 の40の項</td> <td data-bbox="1839 805 1971 896">2万 1,600円</td> <td data-bbox="1971 805 2112 896">1万 4,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1128 896 1406 987">調味料等製造業</td> <td data-bbox="1406 896 1684 987">密封包装食品製造業</td> <td data-bbox="1684 896 1839 987">別表第2 の39の項</td> <td data-bbox="1839 896 1971 987">1万 9,200円</td> <td data-bbox="1971 896 2112 987">9,600円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1128 987 1406 1078">魚介類加工業</td> <td data-bbox="1406 987 1684 1078">水産製品製造業</td> <td data-bbox="1684 987 1839 1078">別表第2 の25の項</td> <td data-bbox="1839 987 1971 1078">1万 9,200円</td> <td data-bbox="1971 987 2112 1078">9,600円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1128 1078 1406 1169"></td> <td data-bbox="1406 1078 1684 1169">食品の小分け業</td> <td data-bbox="1684 1078 1839 1169">別表第2 の40の項</td> <td data-bbox="1839 1078 1971 1169">2万 1,600円</td> <td data-bbox="1971 1078 2112 1169">1万 4,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1128 1169 1406 1260">液卵製造業</td> <td data-bbox="1406 1169 1684 1260">液卵製造業</td> <td data-bbox="1684 1169 1839 1260">別表第2 の27の項</td> <td data-bbox="1839 1169 1971 1260">1万 3,200円</td> <td data-bbox="1971 1169 2112 1260">7,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 令和3年6月1日から令和4年3月31日までの間における前2項の規定の適用については、付則第2項の表飲食店営業（移動飲食店営業、臨時飲食店営業又は自動販売機によるものを除く。）の項中「1万2,600円」とあるのは「8,900円」と、同表喫茶店営業（自動販売機によるものを除く。）</p>	つけ物製造業	漬物製造業	別表第2 の38の項	1万 3,200円	7,800円		食品の小分け業	別表第2 の40の項	2万 1,600円	1万 4,000円	そう菜半製品等製造業	そうざい製造業	別表第2 の34の項	2万 5,200円	1万 2,600円		食品の小分け業	別表第2 の40の項	2万 1,600円	1万 4,000円	調味料等製造業	密封包装食品製造業	別表第2 の39の項	1万 9,200円	9,600円	魚介類加工業	水産製品製造業	別表第2 の25の項	1万 9,200円	9,600円		食品の小分け業	別表第2 の40の項	2万 1,600円	1万 4,000円	液卵製造業	液卵製造業	別表第2 の27の項	1万 3,200円	7,800円
つけ物製造業	漬物製造業	別表第2 の38の項	1万 3,200円	7,800円																																					
	食品の小分け業	別表第2 の40の項	2万 1,600円	1万 4,000円																																					
そう菜半製品等製造業	そうざい製造業	別表第2 の34の項	2万 5,200円	1万 2,600円																																					
	食品の小分け業	別表第2 の40の項	2万 1,600円	1万 4,000円																																					
調味料等製造業	密封包装食品製造業	別表第2 の39の項	1万 9,200円	9,600円																																					
魚介類加工業	水産製品製造業	別表第2 の25の項	1万 9,200円	9,600円																																					
	食品の小分け業	別表第2 の40の項	2万 1,600円	1万 4,000円																																					
液卵製造業	液卵製造業	別表第2 の27の項	1万 3,200円	7,800円																																					

改正前	改正後
	<p>の項中「8,900円」とあるのは「5,700円」と、同表菓子製造業（移動菓子製造業又は臨時菓子製造業を除く。）の項中「8,900円」及び「1万4,000円」とあるのは「8,400円」と、同表あん類製造業の項中「1万4,000円」とあるのは「8,400円」と、同表アイスクリーム類製造業の項中「8,900円」とあるのは「8,400円」と、同表乳製品製造業の項及び食肉製品製造業の項中「1万4,000円」とあるのは「1万2,600円」と、同表魚介類販売業の項中「8,900円」とあるのは「5,700円」と、同表魚肉練り製品製造業の項中「1万4,000円」とあるのは「9,600円」と、同表食品の冷凍又は冷蔵業の項中「1万4,000円」とあるのは「1万2,600円」と、同表乳酸菌飲料製造業の項中「1万2,600円」とあるのは「8,400円」と、同表食用油脂製造業の項及びマーガリン又はショートニング製造業の項中「1万4,000円」とあるのは「1万2,600円」と、同表みそ製造業の項及びしょうゆ製造業の項中「1万4,000円」とあるのは「9,600円」と、同表豆腐製造業の項、納豆製造業の項及び麺類製造業の項中「1万4,000円」とあるのは「8,400円」と、同表そうざい製造業の項中「1万4,000円」とあるのは「1万2,600円」と、前項の表つけ物製造業の項中「1万4,000円」とあるのは「7,800円」と、同表そう菜半製品等製造業の項中「1万2,600円」及び「1万4,000円」とあるのは「7,800円」と、同表調味料等製造業の項中「9,600円」とあるのは「7,800円」と、同表魚介類加工業の項中「9,600円」及び「1万4,000円」とあるのは「7,800円」とする。</p>

第 3 9 号 議 案 説 明 資 料 (2)

令和 3 年 2 月 2 5 日

件 名	足立区事務手数料条例の一部を改正する条例
所管部課名	建築室 建築審査課
内 容	<p>1 改正理由 地球温暖化対策のために創設された「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の一部が改正され、事務所、店舗等の非住宅の建築物で、申請床面積が 3 0 0 m²以上で、2, 0 0 0 m²未満の中規模建築物の省エネ計画適合申請が義務化されたため、足立区事務手数料条例の一部を改正する。 あわせて、「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく認定手数料についても改正する。</p> <p>2 改正内容 足立区手数料条例第 6 条別表第 6 及び第 7 に定める申請手数料について、別紙のとおり、中規模建築物の適合判定審査手数料を 2 区分に分割し、建築主への手数料負担を軽減させる。 なお、東京都及び 2 3 区の手数料は、同一金額である。</p> <p>3 新旧対照表 別紙のとおり</p> <p>4 施行年月日 令和 3 年 4 月 1 日</p>
今後の方針	本改正内容について事業者等へ周知徹底を図るため、ホームページ等で公開していく。

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (案)

改正前			改正後		
○足立区事務手数料条例 昭和33年3月22日条例第1号 第1条から第9条 (省略)			○足立区事務手数料条例 昭和33年3月22日条例第1号 第1条から第9条 (現行のとおり)		
別表第1から5 (省略)			別表第1から5 (現行のとおり)		
別表第6 (第6条関係)			別表第6 (第6条関係)		
事務	手数料の名称及び額	徴収時期	事務	手数料の名称及び額	徴収時期
都市の 低炭素 化の促 進に関 する法 律(平 成24 年法 第84 号)第 54条 第1項 の規定	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第5の9の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごと同表11の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表19の項又は21の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)	認定	都市の 低炭素 化の促 進に関 する法 律(平 成24 年法 第84 号)第 54条 第1項 の規定	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第5の9の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごと同表11の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表19の項又は21の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)	認定
	1 申請 (2) 共 イ 1の (イ) 共 当該部分	2万6,000		1 申請 (2) 共 イ 1の (イ) 共 当該部分	1万6,000

改正前							改正後						
に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	に併せて区長が指定する者（以下「適合性確認機関」という。）が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書	同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）	建築物の申請の場合	用廊下等の部分（住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下同じ。）	の床面積の合計が300平方メートルを超え	円申請のとき	に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	に併せて区長が指定する者（以下「適合性確認機関」という。）が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書	同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）	建築物の申請の場合	用廊下等の部分（住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下同じ。）	の床面積の合計が300平方メートルを超え	円申請のとき
				(ウ) 非住宅の部分及び共用廊下	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え	2万6,000円					(ウ) 非住宅の部分及び共用廊下	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え	1万6,000円
											その他当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え	2万6,000円	
											共用部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え		
											当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え		

改正前						改正後							
類が提出された場合			等の部分以外	の部分	方メートル以内のもの				等の部分以外	の部分	方メートル以内のもの		
					をいう。以下同じ。)						をいう。以下同じ。)		
	(3)	建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの			2万6,000円		(3)	建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの			1万6,000円		
	(1)及び(2)以外の建築物							建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの			2万6,000円		
2 1に定める以外の場合	(2) 共同住宅等)	イ 1の建築物の申請の場合	(イ) 共用廊下等の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方	18万円		2 1に定める以外の場合	(2) 共同住宅等	イ 1の建築物の申請の場合	(イ) 共用廊下等の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方	13万8,000円	

改正前						改正後								
					方メートル以内のもの						方メートル以内のもの			
													18万円	
				(ウ) 非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	38万4,000円					(ウ) 非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	30万円	
													38万4,000円	

改正前						改正後						
										1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		
		(3)	建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		38万	(3)	建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの		30万円			
		(1)及び(2)以外の建築物			4,000円					建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		38万4,000円
都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第19項の規定に基づき、低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、次のとおりである。	低炭素化の促進に関する法律第55条第19項の規定に基づき、低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、次のとおりである。	併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項の規定において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申請が出た場合においては、1の建築物については別表第5の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査項目を定める部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表第11の項に掲げる額の手数を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表19の項又は21の項に掲げる額の手数を加えた額)の手数を加えた額)										

改正前							改正後								
築等計画の変更の認定の申請に対する審査	1 申請に併せて適合性確認機関が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合	(2) 共同住宅等	イ 1の建築物の申請の場合	(イ) 共用廊下等の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1万8,000円	変更認定申請のとき	築等計画の変更の認定の申請に対する審査	1 申請に併せて適合性確認機関が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合	(2) 共同住宅等	イ 1の建築物の申請の場合	(イ) 共用廊下等の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1万1,000円	変更認定申請のとき
				(ウ) 非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え	1万8,000円						(イ) 共用廊下等の部分	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1万8,000円	

改正前							改正後								
					2,000平方メートル以内のもの							1,000平方メートル以内のもの			
												当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1万8,000円		
		(3)	建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの			1万8,000円						(3)	建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの		1万1,000円
		(1)及び(2)以外の建築物										以外の建築物	建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		1万8,000円
2	1に定める以外の場合	(2) 共同住宅等	イ 1の建築物の申請の場合	(イ) 共用廊下等の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え	9万6,000円	2	1に定める以外の場合	(2) 共同住宅等	イ 1の建築物の申請の場合	(イ) 共用廊下等の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え	7万2,000円		

改正前						改正後								
					2,000平方メートル以内のもの						1,000平方メートル以内のもの			
											当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	9万6,000円		
				(ウ) 非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	19万8,000円					(ウ) 非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	15万4,000円	
												当該部分の床面積	19万8,000円	

改正前					改正後				
									の合計が 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの
		(3)	建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	19万 8,000円			(3)	建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	15万 4,000円
		(1)及び(2)以外の建築物					以外の建築物	建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	19万 8,000円
備考 1～2 (省略)					備考 1～2 (現行のとおり)				
別表第7 (第6条関係) 建築・都市整備関係					別表第7 (第6条関係) 建築・都市整備関係				
事務	手数料の名称及び額			徴収 時期	事務	手数料の名称及び額			徴収 時期

改正前				改正後				
1 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額		計画提出又は計画通知のとき	1 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額		計画提出又は計画通知のとき	
	エネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。)の用途が工場等(平成27年法律第53号)第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	(1) 非住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。)の用途が工場等(平成27年法律第53号)第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	2万7,100円		(1) 非住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。)の用途が工場等(平成27年法律第53号)第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定
建築物エネルギー消費性能適合性判定		(2) (1)以外の非住宅部分の場合	ア モデル建物法(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「省令」という。)第1条第1項第1号イの一次エネルギー消費量(以下「一次エネ	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	14万5,700円	(2) (1)以外の非住宅部分の場合	ア モデル建物法(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「省令」という。)第1条第1項第1号イの一次エネルギー消費量(以下「一次エネ	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
	建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定

改正前				改正後				
	<p>ルギー消費量」という。)の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第10条第1号イ(1)の屋内周囲空間の年間熱負荷(以下「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。)</p> <p>の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。以下この表(5の項を除く。)において同じ。)による場合</p>				<p>ルギー消費量」という。)の算出に用いるべき標準的な建築物_____</p> <p>_____を用いて評価する方法をいう。2の項、5の項及び6の項において同じ。)による場合</p>			
	イ 標準入力法等(実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。以下この表(5の項を	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	36万 7,100 円		イ 標準入力法等(実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量_____を用いて評価する方法をいう。2の項、5の項及び6	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	28万 4,400円	
					_____を用いて評価する方法をいう。2の項、5の項及び6	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	36万 7,100円	

改正前					改正後						
		除く。)において同 じ。)による場合					の項において同 じ。)による場合	のもの			
2 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額		変更計画提出又は変更	計画通知のとき	1万9,100円					変更計画提出又は変更	
の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく	(1) 非住宅部分の用途が工場等のみの場合				1万9,100円			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		1万1,800円	計画通知のとき
建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネ	(2) (1)以外の非住宅部分の場合	ア モデル建物法による場合			10万2,100円			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		7万7,600円	
								当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		10万2,100円	

改正前						改正後					
ルギー消費性能適合性判定	イ	標準入力法等による場合	当該部分の床面積	25万	7,100円	ルギー消費性能適合性判定	イ	標準入力法等による場合	平方メートル未満のもの		9,200円
			の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの						当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		
3 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定に基づく申出があった場合において	は、1の建築物について別表第5の9の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる	る法律第30条第1項の規定に基づ	認定申請のとき	3 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定に基づく申出があった場合において	は、1の建築物について別表第5の9の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる	る法律第35条第1項の規定に基づ	認定申請のとき
く建築物エネルギー	(1) 申請に併せ	イ ア以外の建築物	(イ) 1 非住宅部分	当該部分の床面積	2万7,100円	く建築物エネルギー	(1) 申請に併せ	イ ア以外の建築物	(イ) 1 非住宅部分	当該部分の床面積	1万6,700円

改正前							改正後							
ルギー 消費性 能向上 計画の 認定の 申請に 対する 審査	て区長が 別に定め る建築物 のエネル ギー消費 性能の向 上に関する 法律第 30条第1 項各号に 掲げる基 準に適合 している ことを示 す書類が 提出され た場合	物	の場合		の合計が 300平方 メートル 以上 2,000平 方メート ル未満の もの		ルギー 消費性 能向上 計画の 認定の 申請に 対する 審査	て区長が 別に定め る建築物 のエネル ギー消費 性能の向 上に関する 法律第 35条第1 項各号に 掲げる基 準に適合 している ことを示 す書類が 提出され た場合	物	の場合		の合計が 300平方 メートル 以上 1,000平 方メート ル未満の もの 当該部分 の床面積 の合計が 1,000平 方メート ル以上 2,000平 方メート ル未満の もの	2万7,100 円	
	(2) (1)に定 める以外 の場合	イ ア以 外の建築 物	(イ)非住 宅部 建築分 物の申 請の場 合	モデル建 物法	当該部分 の床面積 の合計が 300平方 メートル 以上 2,000平 方メート	14万 5,700円		(2) (1)に定 める以外 の場合	イ ア以 外の建築 物	(イ)非住 宅部 建築分 物の申 請の場 合	モデル建 物法(一) 次エネル ギー消費 量の算出 に用いる べき標準 的な建築	当該部分 の床面積 の合計が 300平方 メートル 以上 1,000平 方メート	11万700 円	

改正前					改正後									
				による場合					て同じ。)					による場合
				標準入力 法等	当該部分 の床面積 の合計が 300平方 メートル 以上 2,000平 方メート ル未満の もの		36万 7,100円		標準入力 法等 (実 際の設計 仕様の条 件を基に 算定した 一次エネ ルギー消 費量及び 屋内周囲 空間の年 間熱負荷 を用いて 評価する 方法をい う。4の 項におい て同じ。)	当該部分 の床面積 の合計が 300平方 メートル 以上 1,000平 方メート ル未満の もの		28万 4,400円		による場合

改正前							改正後							
												当該部分 の床面積 の合計が 1,000平 方メー ル以上 2,000平 方メー ル未満の もの	36万 7,100円	
4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第5の9の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表11の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表19の項又は21の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)	イ	ア	(イ) 1	非住宅部 分	当該部分 の床面積 の合計が 300平方	1万9,100	円						
4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第5の9の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表11の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表19の項又は21の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)	イ	ア	(イ) 1	非住宅部 分	当該部分 の床面積 の合計が 300平方	1万1,800	円						

改正前							改正後											
消費性 能向上 計画の 変更の 認定の 申請に 対する 審査	る建築物 のエネル ギー消費 性能の向 上に関する 法律第 30条第1 項各号に 掲げる基 準に適合 している ことを示 す書類が 提出され た場合				メートル 以上 2,000平 方メート ル未満の もの		消費性 能向上 計画の 変更の 認定の 申請に 対する 審査	る建築物 のエネル ギー消費 性能の向 上に関する 法律第 35条第1 項各号に 掲げる基 準に適合 している ことを示 す書類が 提出され た場合				メートル 以上 1,000平 方メート ル未満の もの				メートル 以上 1,000平 方メート ル未満の もの	当該部分 の床面積 の合計が 1,000平 方メート ル以上 2,000平 方メート ル未満の もの	1万9,100 円
(2) (1)に定 める以外 の場合	イ ア以 外の建築 物	(イ) 非住 宅部 分の 建築 物の 申請 の場 合	モデル建 物法によ る場合	当該部分 の床面積 の合計が 300平方 メートル 以上 2,000平 方メート ル未満の もの	10万 2,100円	(2) (1)に定 める以外 の場合	イ ア以 外の建築 物	(イ) 非住 宅部 分の 建築 物の 申請 の場 合	モデル建 物法によ る場合	当該部分 の床面積 の合計が 300平方 メートル 以上 1,000平 方メート ル未満の もの	7万7,600 円							

改正前					改正後									
				標準入力 法等によ る場合	当該部分 の床面積 の合計が 300平方 メートル 以上 2,000平 方メート ル未満の もの	<u>25万</u> <u>7,100円</u>						当該部分 の床面積 の合計が 1,000平 方メート ル以上 2,000平 方メート ル未満の もの	<u>10万</u> <u>2,100円</u>	
												標準入力 法等によ る場合	当該部分 の床面積 の合計が 300平方 メートル 以上 1,000平 方メート ル未満の もの	<u>19万</u> <u>9,200円</u>
													当該部分 の床面積 の合計が 1,000平 方メート ル以上	<u>25万</u> <u>7,100円</u>

改正前							改正後							
												2,000平方メートル未満のもの		
5	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料	イ ア以外の建築物	(イ) 非住宅部分	当該部分の延べ面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	2万7,100円	認定申請	5	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料	イ ア以外の建築物	(イ) 非住宅部分	当該部分の延べ面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1万6,700円	認定申請	
	エネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請に	併せて区長が別に定める建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類が提出				き		併せて区長が別に定める建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請に			当該部分の延べ面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	2万7,100円	き	

改正前							改正後							
対する 審査	された場 合						対する 審査	された場 合						
	(2) (1)に定 める以外 の場合	イ ア以 外の建築 物	(イ) 非住宅 部分	モデル	当該部分の延	14万		(2) (1)に定 める以外 の場合	イ ア以 外の建築 物	(イ) 非住宅 部分	モデル	当該部分の延	11万700	
				建物法 (一次 エネルギー 消費 量の 算出に 用いる べき標 準的な 建築物 を用い て評価 する方 法をい う。) による 場合	べ面積が300平 方メートル以 上2,000平方メ ートル未満の もの	5,700円					建物法	べ面積が300平 方メートル以 上1,000平方メ ートル未満の もの	円	
				標準入 力法等 (実際 の設計 仕様の 条件を	当該部分の延 べ面積が300平 方メートル以 上2,000平方メ ートル未満の もの	36万 7,100円					による 場合	標準入 力法等	当該部分の延 べ面積が300平 方メートル以 上1,000平方メ ートル未満の もの	28万 4,400円

改正前					改正後						
				基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。)による場合					当該部分の延べ面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	36万7,100円	
6	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額		交付申請のとき	6	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額		交付申請のとき		
の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5	(1) 非住宅部分の用途が工場等の場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1万9,100円		の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5	(1) 非住宅部分の用途が工場等の場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1万1,800円			
							当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1万9,100円			

改正前					改正後				
号) 第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更 ¹ に該当していることの証明	(2)(1)以外の非住宅部分の場合	ア モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	10万 2,100円	号) 第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更 ¹ に該当していることの証明	(2)(1)以外の非住宅部分の場合	ア モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	7万7,600 円
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	10万 2,100円					
	イ 標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	25万 7,100円	イ 標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19万 9,200円			
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの			25万 7,100円			

備考
(新設)

備考

1 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備え

改正前	改正後
	<p>るべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更^{に該当していること}の証明手数料の額は、それぞれこの表の1の項(2)のイ、2の項(2)のイ、5の項(2)のイの(イ)又は6の項(2)のイに掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。</p>
(新設)	<p>2 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料(以下この表において「向上計画認定申請手数料等」という。)の額は、それぞれこの表の3の項(2)のイの(イ)又は4の項(2)のイの(イ)に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。</p>
<p>1 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物(同項に規定する他の建築物をいう。以下この表において同じ。)における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、この表の1の項(1)の規定により算出した額とする。</p>	<p>3 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物(同項に規定する他の建築物をいう。以下この表において同じ。)における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、この表の1の項(1)の規定により算出した額とする。</p>

改正前	改正後
<p>2 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の手数料の額は、この表の2の項(1)の規定により算出した額とする。</p>	<p>4 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の手数料の額は、この表の2の項(1)の規定により算出した額とする。</p>
<p>3～6 (省略)</p>	<p>5～8 (現行のとおり)</p>
<p>7 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物(同項に規定する申請建築物をいう。)の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。</p>	<p>9 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物(同項に規定する申請建築物をいう。)の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。</p>
<p>8 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、この表の3の項の規定により算出した額とする。</p>	<p>10 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、この表の3の項の規定により算出した額とする。</p>
<p>9 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料(以下この表において「向上計画認定申請手数料等」という。)について、1の建築物の申請の場合の手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。</p>	<p>11 _____ 向上計画認定申請手数料等 _____ について、1の建築物の申請の場合の手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。</p>

改正前	改正後
<u>10～14</u> (省略)	<u>12～16</u> (現行のとおり)

第 4 0 号 議 案 説 明 資 料

令和 3 年 2 月 2 5 日

件 名	指導書の購入について
所管部課名	総務部 契約課
内 容	<p>1 契約の相手方 東京都東部教科書供給株式会社 代表取締役社長 知久 明彦 東京都葛飾区新小岩二丁目 2 0 番 1 号</p> <p>2 契約金額 4 6, 0 3 1, 7 0 0 円</p> <p>3 契約方法 特命随意契約</p> <p>4 契約番号 2 足総契契第 0 2 2 6 1 7 号</p> <p>5 納 期 限 令和 3 年 3 月 3 1 日</p> <p>6 納 入 場 所 第一中学校（足立区千住河原町 4 番 7 号） 外 3 5 か所</p> <p>7 契約内容 中学校教師用指導書を購入する。 内訳は別紙のとおり</p> <p>8 その他</p> <p>（1）仮契約年月日 令和 3 年 1 月 2 7 日</p> <p>（2）見積書提出日 令和 3 年 1 月 2 7 日</p> <p>（3）見積参加事業者数 1 者</p> <p>（4）予定価格 4 6, 0 3 1, 7 0 0 円</p> <p>※ 契約金額、予定価格には消費税を含む。</p>
今後の方針	

指導書一覧

書名	使用学年	合計冊数
中学校国語 学習指導書 総説編	1~3	37
中学校国語 学習指導書 1	1	37
中学校国語 学習指導書 2	2	37
中学校国語 学習指導書 3	3	37
国語 1 教師用指導書(朱書)	1	37
国語 2 教師用指導書(朱書)	2	37
国語 3 教師用指導書(朱書)	3	37
中学校国語 指導事例集 1	1	37
中学校国語 指導事例集 2	2	37
中学校国語 指導事例集 3	3	37
中学校国語 授業に役立つワークシート集 1	1	37
中学校国語 授業に役立つワークシート集 2	2	37
中学校国語 授業に役立つワークシート集 3	3	37
中学校国語 国語科における情報の扱い方のアイデア	1~3	37
中学校国語 資質・能力を育むために「深い学び」をいざなう授業のアイデア	1~3	37
中学校国語 「話すこと・聞くこと」「書くこと」指導のアイデア	1~3	37
中学校国語 指導に役立つ古典のポイント	1~3	37
中学校国語 指導に役立つ文法のポイント	1~3	37
中学書写 教師用指導書	1~3	37
社会科 中学生の地理 世界の姿と日本の国土 指導書	1・2	37
中学社会 歴史的分野 教師用指導書	1~3	37
中学社会 公民的分野 教師用指導書	3	37
中学校社会科地図 指導書	1~3	37
中学数学 1 教師用指導書	1	37
中学数学 2 教師用指導書	2	37
中学数学 3 教師用指導書	3	37
新しい科学 1 教師用指導書	1	37
新しい科学 2 教師用指導書	2	37
新しい科学 3 教師用指導書	3	37
中学生の音楽 1 指導書《フルセット》	1	37
中学生の音楽 2・3 上 指導書《フルセット》	2・3	37
中学生の音楽 2・3 下 指導書《フルセット》	2・3	37
中学生の器楽 指導書《フルセット》	1~3	37
美術 1 教師用指導書	1	37
美術 2・3 上 教師用指導書	2・3	37
美術 2・3 下 教師用指導書	2・3	37
新しい保健体育 教師用指導書	1~3	37
新しい技術・家庭 技術分野 教師用指導書	1~3	37
新しい技術・家庭 家庭分野 教師用指導書	1~3	37
NEW HORIZON English Course 1 Teacher's Manual フルセット版	1	37
NEW HORIZON English Course 2 Teacher's Manual フルセット版	2	37
NEW HORIZON English Course 3 Teacher's Manual フルセット版	3	37
Here We Go! ENGLISH COURSE 2 Teacher's Manual(指導書セット)	2	37
Here We Go! ENGLISH COURSE 3 Teacher's Manual(指導書セット)	3	37
中学道徳 1 とびだそう未来へ 教師用指導書	1	37
中学道徳 2 とびだそう未来へ 教師用指導書	2	37
中学道徳 3 とびだそう未来へ 教師用指導書	3	37